

## 第29期 中間決算公告

2019年12月20日

港区南青山3丁目10番43号  
株式会社 きらぼし銀行  
代表取締役頭取 渡邊 壽信

### 中間貸借対照表 (2019年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	486,041	預 金	4,592,489
コ ー ル ロ ー ン	3,377	譲 渡 性 預 金	15,770
買 入 金 銭 債 権	59,803	コ ー ル マ ネ ー	76,115
商 品 有 価 証 券	977	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	347,609
金 銭 の 信 託	489	借 用 金	28,408
有 価 証 券	1,037,029	外 国 為 替	274
貸 出 金	3,678,589	そ の 他 負 債	25,329
外 国 為 替	6,485	未 払 法 人 税 等	1,020
そ の 他 資 産	41,608	リ ー ス 債 務	2,201
そ の 他 の 資 産	41,608	資 産 除 去 債 務	253
有 形 固 定 資 産	68,369	そ の 他 の 負 債	21,854
無 形 固 定 資 産	3,617	賞 与 引 当 金	1,523
前 払 年 金 費 用	16,527	役 員 賞 与 引 当 金	42
繰 延 税 金 資 産	7,951	株 式 報 酬 引 当 金	68
支 払 承 諾 見 返	5,837	ポ イ ン ト 引 当 金	2
貸 倒 引 当 金	△ 27,368	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,303
		偶 発 損 失 引 当 金	643
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,356
		支 払 承 諾	5,837
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>5,097,775</b>
		(純資産の部)	
		資 本 金	43,734
		資 本 剰 余 金	166,173
		資 本 準 備 金	32,922
		そ の 他 資 本 剰 余 金	133,250
		利 益 剰 余 金	68,386
		利 益 準 備 金	7,472
		そ の 他 利 益 剰 余 金	60,913
		別 途 積 立 金	18,100
		繰 越 利 益 剰 余 金	42,813
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>278,294</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,179
		土 地 再 評 価 差 額 金	89
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	13,268
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>291,562</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>5,389,338</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>5,389,338</b>

中間損益計算書 ( 2019年4月1日から  
2019年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>39,120</b>
資 金 運 用 収 益	29,711
(うち貸出金利息)	( 21,829 )
(うち有価証券利息配当金)	( 7,200 )
信 託 報 酬	64
役 務 取 引 等 収 益	7,588
そ の 他 業 務 収 益	900
そ の 他 経 常 収 益	855
<b>経 常 費 用</b>	<b>35,534</b>
資 金 調 達 費 用	1,260
(うち預金利息)	( 585 )
役 務 取 引 等 費 用	1,509
そ の 他 業 務 費 用	336
営 業 経 費	26,745
そ の 他 経 常 費 用	5,682
<b>経 常 利 益</b>	<b>3,586</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>0</b>
固 定 資 産 処 分 益	0
<b>特 別 損 失</b>	<b>38</b>
固 定 資 産 処 分 損	38
<b>税 引 前 中 間 純 利 益</b>	<b>3,547</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	641
法 人 税 等 調 整 額	△ 806
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>△ 164</b>
<b>中 間 純 利 益</b>	<b>3,712</b>

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物　　6年～50年

その他　　2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

株式交付費　　3年間の均等償却を行っており、年間償却見積額を期間により按分し計上しております。

#### 6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定金額以上の大口債務者のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しては行っておりましたが、2015年事業年度から直接減額を行っておりません。当中間期末における2014年事業年度末までの当該直接減額した額の残高は1,059百万円であります。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## (4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間期までに発生していると認められる額を計上しております。

## (5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12年、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

## (6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

## (7) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## (8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

## 7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

## 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、当中間期まで、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

**注記事項**

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,015百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 8,257百万円、延滞債権額は 69,704百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 351百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,674百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 81,988百万円であります。  
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、32,891百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、11,801百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
     有価証券 419,612百万円  
 担保資産に対応する債務  
     預金 6,440百万円  
     債券貸借取引受入担保金 347,609百万円  
     借入金 28,000百万円  
 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 2,562百万円及び、指定金融機関等の取引の担保として、その他の資産 43百万円を差し入れております。  
 また、その他の資産には、保証金 2,973百万円、金融商品等差入担保金 1,895百万円及び中央清算機関差入証拠金 25,449百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、878,260百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 853,006百万円あります。  
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号、第2号及び第4号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額  
36,133百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は72,674百万円であります。
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.37%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益46百万円及び株式等売却益551百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却159百万円、貸倒引当金繰入額3,278百万円及び株式等売却損21百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2019年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	288,052	304,993	16,941
	地方債	17,550	17,918	367
	社債	70,048	71,516	1,467
	外国証券	14,688	15,219	530
	小計	390,339	409,647	19,307
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	11,771	11,759	△12
	小計	11,771	11,759	△12
合計		402,111	421,406	19,295

2. 子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式（2019年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式で時価のあるものはありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び出資金並びに関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 及び出資金	3,015

## 3. その他有価証券（2019年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	16,664	9,318	7,345
	債券	358,805	353,561	5,244
	国債	20,702	20,338	364
	地方債	42,799	41,998	801
	社債	295,303	291,224	4,078
	その他	210,524	201,737	8,787
	小計	585,994	564,616	21,377
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	6,744	8,644	△ 1,900
	債券	24,668	25,086	△ 418
	国債	549	562	△ 12
	地方債	1,697	1,700	△ 2
	社債	22,421	22,824	△ 402
	その他	44,541	45,275	△ 733
	小計	75,953	79,006	△ 3,052
合計		661,947	643,623	18,324

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	6,075
組合出資金	22,112
合計	28,187

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

中間決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

(金銭の信託関係)

## 1. 満期保有目的の金銭の信託（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

## 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,989 百万円
退職給付関係	3,482
有価証券償却	762
税務上の繰越欠損金(注)	3,958
減価償却	736
その他	3,673
繰延税金資産小計	19,603
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,502
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,768
評価性引当額小計	△ 5,270
繰延税金資産合計	14,332
繰延税金負債	
有価証券関係	572
資産除去債務関係	21
その他有価証券評価差額金	5,787
繰延税金負債合計	6,381
繰延税金資産の純額	7,951 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当中間会計期間 (2019年9月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	817	1,731	766	493	117	31	3,958
評価性引当額	—	△ 1,502	—	—	—	—	△ 1,502
繰延税金資産	817	229	766	493	117	31	(b) 2,455

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得が見込まれることから一部を回収可能と判断しております。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 19,622円52銭

1株当たりの中間純利益金額 249円84銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。



## 第 2 9 期 中 間 決 算 公 告

2019 年 12 月 20 日

港区南青山 3 丁目 10 番 43 号  
株式会社 きらぼし 銀行  
代表取締役頭取 渡邊 壽信

### 中間連結貸借対照表 (2019 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	486,256	預 金	4,582,909
コールローン及び買入手形	3,377	譲 渡 性 預 金	12,360
買 入 金 銭 債 権	59,803	コールマネー及び売渡手形	76,115
商 品 有 価 証 券	977	債券貸借取引受入担保金	347,609
金 銭 の 信 託	489	借 用 金	28,408
有 価 証 券	1,036,500	外 国 為 替	274
貸 出 金	3,679,027	そ の 他 負 債	32,762
外 国 為 替	6,485	賞 与 引 当 金	1,548
そ の 他 資 産	41,699	役 員 賞 与 引 当 金	42
有 形 固 定 資 産	68,432	株 式 報 酬 引 当 金	68
無 形 固 定 資 産	3,714	退 職 給 付 に 係 る 負 債	65
退 職 給 付 に 係 る 資 産	15,658	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
繰 延 税 金 資 産	8,482	ポ イ ン ト 引 当 金	2
支 払 承 諾 見 返	5,837	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,303
貸 倒 引 当 金	△ 28,267	偶 発 損 失 引 当 金	643
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,356
		支 払 承 諾	5,837
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>5,092,311</b>
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	43,734
		資 本 剰 余 金	166,526
		利 益 剰 余 金	73,232
		株 主 資 本 合 計	283,494
		その他有価証券評価差額金	13,180
		土 地 再 評 価 差 額 金	89
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 603
		その他の包括利益累計額合計	12,670
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>296,165</b>
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>5,388,476</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>5,388,476</b>

中間連結損益計算書 ( 2019年4月1日から  
2019年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>45,362</b>
資金運用収益	29,644	
(うち貸出金利息)	( 21,832 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 7,127 )	
信託報酬	64	
役員取引等収益	8,305	
その他の業務収益	952	
その他の経常収益	6,395	
<b>経常費用</b>		<b>41,218</b>
資金調達費用	1,265	
(うち預金利息)	( 585 )	
役員取引等費用	1,120	
その他の業務費用	377	
営業経費用	27,472	
その他の経常費用	10,982	
<b>経常利益</b>		<b>4,144</b>
<b>特別利益</b>		<b>597</b>
固定資産処分益	0	
段階取得に係る差益	460	
負ののれん発生益	136	
<b>特別損失</b>		<b>38</b>
固定資産処分損	38	
<b>税金等調整前中間純利益</b>		<b>4,703</b>
法人税、住民税及び事業税	1,094	
法人税等調整額	△ 790	
<b>法人税等合計</b>		<b>304</b>
<b>中間純利益</b>		<b>4,398</b>
非支配株主に帰属する中間純利益		2
親会社株主に帰属する中間純利益		<b>4,396</b>

**連結注記表**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**中間連結財務諸表の作成方針**

## (1) 連結の範囲に関する事項

## ① 連結される子会社及び子法人等 8社

会社名

きらぼし信用保証株式会社

八千代信用保証株式会社

きらぼしサービス株式会社

きらぼしビジネスサービス株式会社

株式会社きらぼしクレジットサービス

きらぼしテック株式会社

綺羅商務諮詢（上海）有限公司

KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED

(連結の範囲の変更)

2019年8月1日付で、当行の連結される子会社及び子法人等であるきらぼしシステム株式会社及びきらぼしJCB株式会社は、当行の親会社である株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが直接出資する連結される子会社及び子法人等となっており、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

2019年9月3日付で、当行が100%出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立し、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

## ② 非連結の子会社及び子法人等 1社

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

## (2) 持分法の適用に関する事項

## ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

## ② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

(持分法適用の関連法人等の範囲の変更)

2019年8月1日付で、当行の持分法適用の関連法人等である東京きらぼしリース株式会社は、当行の親会社である株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが直接出資する連結される子会社及び子法人等となっており、当中間連結会計期間より持分法適用の関連法人等の範囲から除外しております。

## ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

## ④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

## (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

## ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

## ② 海外の連結される子会社及び子法人等については、中間決算を行っておりませんが、9月末現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の連結される子会社及び子法人等については、中間連結決算日の中間財務諸表により連結しております。

**会計方針に関する事項**

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
当行の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物           6年～50年  
その他           2年～20年  
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 繰延資産の処理方法  
株式交付費       3年間の均等償却を行っており、年間償却見積額を期間により按分し計上しております。
- (6) 貸倒引当金の計上基準  
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定金額以上の大口債務者のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。  
なお、一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しては行っておりませんが、2015年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当中間連結会計期間末における2014年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は1,059百万円であります。  
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- (7) 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (8) 役員賞与引当金の計上基準  
役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (9) 株式報酬引当金の計上基準  
株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 役員退職慰労引当金の計上基準  
役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (11) ポイント引当金の計上基準  
ポイント引当金は、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- (12) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (13) 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- (14) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
- なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (15) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (16) 重要なヘッジ会計の方法  
金利リスク・ヘッジ  
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
- 当中間連結会計期間は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。
- また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。
- なお、連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。
- (17) 消費税等の会計処理  
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

**注記事項**

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）614百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 8,365百万円、延滞債権額は 70,004百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 351百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,674百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 82,395百万円であります。  
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、32,891百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、11,801百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
     有価証券 419,612百万円  
 担保資産に対応する債務  
     預金 6,440百万円  
     債券貸借取引受入担保金 347,609百万円  
     借入金 28,000百万円  
 上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 2,562百万円及び、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産 43百万円を差し入れております。  
 また、その他資産には、保証金 2,977百万円、金融商品等差入担保金 1,895百万円及び中央清算機関差入証拠金 25,449百万円が含まれております。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、878,260百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 853,006百万円あります。  
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日  
     1998年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
     土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号、第2号及び第4号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 36,277 百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 72,674 百万円であります。
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、8.54%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 48百万円、株式等売却益 595百万円、債権売却益 4百万円及びリース料収入 3,037百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当 12,205百万円及び退職給付費用 948百万円を含んでおります。
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却 160百万円、貸倒引当金繰入額 3,354百万円、株式等売却損 21百万円、債権売却損 56百万円及びリース原価 2,419百万円を含んでおります。
4. 中間包括利益 6,610百万円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	486,256	486,256	—
(2) 買入金銭債権	59,803	59,803	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	977	977	—
(4) 金銭の信託	489	489	—
(5) 有価証券 満期保有目的の債券	402,411	421,706	19,295
その他有価証券	608,332	608,332	—
(6) 貸出金 貸倒引当金(※1)	3,679,027 △ 24,832 3,654,195	3,679,679	25,484
資産計	5,212,467	5,257,247	44,780
(1) 預金	4,582,909	4,582,913	3
(2) コールマネー及び売渡手形	76,115	76,115	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	347,609	347,609	—
負債計	5,006,634	5,006,638	3
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	339	339	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	339	339	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、( ) で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、及び、残存期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超の預け金については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。

## (2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。信託受益権以外については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

## (4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、ファンド運営会社から提示された価格、デリバティブ取引については取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

## (5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会発表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は証券投資信託委託会社が提供する基準価額等によっております。自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出された現在価値を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する自行保証付私募債については、時価は中間連結決算日における保証等に基づき算定した回収可能見込額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## (6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

負債

## (1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率(期末月の実績値)を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。



## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であります。これらの時価は、取引所取引については、大阪取引所、東京金融取引所等における最終の価格、店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※2) (注3)	3,643
② 組合出資金 (※1)	22,112
合 計	25,756

(※1) 組合出資金のうち、裏付資産及び組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 当中間連結会計期間において、減損処理は行っておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

## 1. 満期保有目的の債券 (2019年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	288,352	305,293	16,941
	地方債	17,550	17,918	367
	社債	70,048	71,516	1,467
	外国証券	14,688	15,219	530
	小計	390,639	409,947	19,308
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	11,771	11,759	△ 12
	小計	11,771	11,759	△ 12
合計		402,411	421,706	19,295

## 2. その他有価証券（2019年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	16,664	9,318	7,345
	債券	360,408	355,161	5,246
	国債	22,305	21,938	366
	地方債	42,799	41,998	801
	社債	295,303	291,224	4,078
	その他	210,524	201,737	8,787
	小計	587,597	566,217	21,379
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	6,744	8,644	△ 1,900
	債券	24,668	25,086	△ 418
	国債	549	562	△ 12
	地方債	1,697	1,700	△ 2
	社債	22,421	22,824	△ 402
	その他	44,541	45,275	△ 733
	小計	75,953	79,006	△ 3,052
合計		663,550	645,223	18,327

## 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

中間連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

（金銭の信託関係）

## 1. 満期保有目的の金銭の信託（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

## 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 19,932円 26銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 295円 87銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

## (企業結合等関係)

## (子会社株式の取得)

## 1. 株式取得の理由

お客さまのニーズが多様化する中、金融サービスの更なる充実を図るには、これまで以上に株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが一体となった総合金融サービスの提供が必要であると判断し、連結される子会社及び子法人等における当行の持分比率を引き上げることといたしました。

本件を通じて、グループ内経営の強化を推し進めることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

## 2. 連結される子会社及び子法人等株式の追加取得

## (1) 取引の概要

## ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
きらぼしシステム株式会社	コンピュータ関連サービス業
きらぼしJCB株式会社	クレジットカード業務
八千代信用保証株式会社	信用保証業務

## ② 企業結合日

結合当事企業の名称	企業結合日
きらぼしシステム株式会社	2019年5月28日
きらぼしJCB株式会社	2019年5月28日
八千代信用保証株式会社	2019年9月27日

なお、2019年8月1日付で、きらぼしシステム株式会社及びきらぼしJCB株式会社は、当行の親会社である株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが直接出資する連結される子会社及び子法人等となっております。

## ③ 企業結合の法的形式

現金を対価とする非支配株主からの株式の取得

## ④ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

## (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

## (3) 連結される子会社及び子法人等株式の追加取得に関する事項

## ① きらぼしシステム株式会社

取得の対価	現金 162百万円
取得原価	162百万円

## ② きらぼしJCB株式会社

取得の対価	現金 126百万円
取得原価	126百万円

## ③ 八千代信用保証株式会社

取得の対価	現金 45百万円
取得原価	45百万円

## (4) 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

## ① 資本剰余金の主な変動要因

子会社及び子法人等株式の追加取得

## ② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

217百万円

## 3. 株式取得による持分法適用の関連法人等の子会社化

## (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

## ① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
東京きらぼしリース株式会社	総合リース業

## ② 企業結合を行った主な理由

金融サービスの更なる充実を図るには、これまで以上に株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが一体となった総合金融サービスの提供が必要であると判断し、当行の持分比率を引き上げることといたしました。

なお、2019年8月1日付で、東京きらぼしリース株式会社は、当行の親会社である株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループが直接出資する連結される子会社及び子法人等となっております。

## ③ 企業結合日

2019年5月28日

## ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

## ⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

## ⑥ 取得した議決権比率

	東京きらぼしリース株式会社
企業結合直前に有していた議決権比率	35.5%
企業結合日に追加取得した議決権比率	64.5%
取得後の議決権比率	100.0%

## ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当行が、現金を対価とした株式取得により、持分法適用の関連法人等である東京きらぼしリース株式会社の議決権を取得するためであります。

## (2) 取得原価の算定に関する事項

## ① 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に所有していた普通株式の企業結合日における時価	582百万円
追加取得した普通株式の対価 現金	1,057百万円
取得原価	1,640百万円

## ② 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 460百万円

## (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 1百万円

ただし、その他の連結される子会社及び子法人等株式追加取得に係る費用との合計額であります。

## (4) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2019年9月30日

## (5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

## ① 負ののれん発生益の金額

136百万円

## ② 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

## (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

① 資産の額	
資産合計	28,803百万円
うちリース債権及びリース投資資産	17,376百万円
② 負債の額	
負債合計	27,069百万円
うち社債	2,000百万円
うち借入金	21,752百万円